【令和元年7月1日発行(Vol.74)】

I URAMATSU anagement Express

発行元:村松商工会/経営支援室 〒959-1705 新潟県五泉市村松乙245 TEL:0250-58-2201 FAX:0250-58-8409 E-mail:mms2201@blue.ocn.ne.jp URL http://www.muramatu-net.or.jp

スマホをかざして 最新情報チェック*☞*





「村松商工会HP

松商工会HP] [むらまつ商う



今月のトピックス

経営:消費税「軽減税率」対策セミナー開催

金融: 個別金融相談会(1日公庫)の開催 税務: 源泉所得税の中間納付手続きについて

税務:軽減税率制度導入直前Q&A

経営:よろず支援拠点個別経営相談会開催 他



消費税軽減税率対応窓口相談等事業

消費税「軽減税率」対策セミナー 消費税率引上げ&"軽減税率"制度導入直税対策

いよいよ本年10月から消費税率 10%への引上げとともに、飲食料 品等を対象とした軽減税率制度が 導入されます。村松商工会では、 この大きな税制改正に適切に対応



するための**軽減税率制度導入前最後のセミナー**を開催 します。

軽減税率制度の導入は、飲食料品小売店や飲食店等にとっては、経理処理をはじめ経営に大きな影響があり、製造業・建設業等の業種においても仕入税額控除の観点から事務処理に留意する必要があります。複数税率対応レジの導入やシステム改修に係る補助金制度に関する説明や資料提供も行います。

飲食料品小売業や飲食業等のサービス業を営む方をはじめ、他の業種の方も是非ご参加ください。

◆日時:令和元年8月1日休 14:00~15:30

◆会場:村松商工会館2階大会議室

◆講師:中小企業診断士・税理士 **辰喜 太輔** 氏 ◆申込: 令和元年7月25日(水までに村松商工会へ お申し込みください。(TEL:58-2201)

~日本政策金融公庫による国の制度融資~ 「個別金融相談会(1日公庫)」のお知らせ

夏季運転資金や設備資金、毎月の返済に係る条件変 更等、日本政策金融公庫の担当職員が相談をお受けし ます。事前予約が必要となりますので、商工会の経営 指導員までお問い合せください。

■日時: 令和元年7月23日火 10:00~16:00

■会場:村松商工会館 相談室

■内容: ①事業資金の申込について

②既存借入金の返済に係る条件 変更等資金繰りについて

③経営改善計画の作成について

■応対者:日本政策金融公庫 担当職員

■申込: 7月12日 金までに村松商工会へお申し込みください。 TEL:58-2201 FAX:58-8409)

国民生活事業貸付利率(令和元年6月3日現在)

◆普通(一般)貸付…貸付限度額 4,800万円

運転資金: **5年以内/2.16~2.45%** 設備資金: **10年以内/2.16~2.45%** ◆経営改善貸付…貸付限度額 2,000万円

運転資金: **7年以内/1.21%** 設備資金: **10年以内/1.21%**

源泉所得税の中間納付手続きについて ~納期特例適用事業者対象指導会開催~

給与の実支給人員が常時9人以下で、源泉所得税の 納期の特例の適用事業所については、7月が給与に係 る源泉所得税の中間納付月となります。

1月~6月に預かった源泉所得税は、右記の期日までに納付手続きを行わなければなりません。(納付する税額がない場合でも給料・賃金・報酬の報告は必要です。)

納付手続に係る指導会を開催いたしますので、商工会で記帳・源泉徴収事務指導を受けている方は、源泉徴収簿や賃金台帳等を作成の上、右記の日程の間にお早目に商工会までお越しください。

●指導日:令和元年7月1日(月)~5日(金)

9:30~11:30/13:00~15:30

※混雑を避けるため、書類のご準備が整った方はお早目にお越し ください。

必要書類:①源泉所得税納付書

②賃金台帳(給料明細)または源泉徴収簿等

※平成31年1月~令和元年6月分の各月の賃金額及び源泉徴収税額がわかる書類をお持ちください。

③前年分の源泉徴収簿・納付書の控

●納付期限:令和元年7月10日(水)

※期限までに納付されない場合は延滞税が発生しますのでご注意 ください。

7月の行事予定 村松商工会館 1(月) 源泉所得税中間納付手続指導会(~5日圖) 2(火) 新潟市民芸術文化会館 関東ブロック商工会女性部交流研修会 5(金) 工業部会運営委員会・部会総会 8(月) 第2回女性部役員会 村松商工会館 商業部会防災・救命講習会 11休 村松商工会館 13(±) 第46回商工会長杯争奪親睦ゴルフ大会 新津カントリークラブ 第2回理事会 18休 村松商工会館 23(火) 個別金融相談会 村松商工会館 経営指導員研修会 25休 新潟県商工会館 村松さくらカード会"遊々ナイト" 26金 村松保健センター 五泉ひゃんで花火大会 27(±) 早出川河川敷 29(月) よろず支援拠点個別経営相談会 村松商工会館 30(火) 経営発達支援推進委員会及び金融懇談会 村松商工会館

振込口座の「店名」変更について(お願い)

第四銀行と北越銀行の合併が2021年1月に予定されており、この合併に先立ち、村松商工会への振込口座の「店名」も変更となります。「店名変更日」以降に当会の口座あてのお振込みする場合は、以下の通り変更後の「新店名」を記載いただきますようお願いいたします。

店名変更日 令和元年9月2日(月)

第四銀行【新店名】			
	変更前	変更後	
^(フリガナ) 店名	^(ムラマツ) 村松 支店	(ムラマツチュウオウ) 村松中央 支店	

今回の変更は店名のみであり、銀行名・金融機関コード・店番号・口座 番号の変更はありません。なお、2021年1月の第四銀行・北越銀行合 併時には、銀行名が「第四北越銀行」となる予定ですが、金融機関 コードの変更はございません。

【社会保険】算定基礎届の提出について

社会保険適用事業所は毎年1回、7月1日現在在職している全ての被保険者の標準報酬月額を決定するため「算定基礎届」を提出する必要があります。

算定基礎届の基礎となる月と決定対象月

決定対象月(4、5、6月)に支払われた報酬を届書に記入

7月1日(月)から7月10日(水)までに日本年金機構新潟事務センターへ郵送により提出

7月の年金相談のご案内

主催年金事務所	会 場	相談日	時 間
新潟東年金事務所 (025-283-1014)	五泉市福祉会館	18休)	10:00~15:00

商工会員募集へのご協力のお願い

商工会では、商工会に加入していない事業者の方の加入 促進を行っています。皆様の周りで商工会に未加入の方や 新たに事業を創業予定の方、創業された方がおられました ら、商工会への加入をお勧めくださるようお願いします。 ご連絡いただければ、事務局が商工会事業・指導内容等 のご説明に伺いますので、商工会までお知らせください。

消費税率10%・軽減税率導入は10月1日からスタート!

軽減税率導入直前Q&A

Q. 小売店の事業にはどのような影響が出ますか?

A. 消費税率が8%の商品と10%の商品を卸業者から仕入れる段階から消費者への販売の段階まですべてで区分けする作業が必要になるため、事業全般に大きな影響が生じます。

軽減税率制度が導入されると、多くの人が納税額を計算する経理事務が複雑になると懸念しています。

しかし、小売業者であれば経理担当者だけではなく、ほぼ すべての従業員が軽減税率の仕組みを学ぶ必要があります。

もちろん、店頭でも対応が必要になります。組み合わせ商品など、税率の線引きがあいまいな商品は店頭販促(POP)ではっきり示しておいた方が良いでしょう。

小売店が求められる主な準備

店舗

- ●アルバイト従業員も商品の 税率を把握
- ●店頭販促(POP)で税率を 的確に表示
- •レジの改修や新規導入

経営者

- イートインコーナーでの 対応策の決定
- ●全従業員を対象にした研修の実施

仕入れ担当

- ●仕入れの際に税率を把握
- ●卸業者と受発注システムの 基準統一



【出典:日本経済新聞社「Q&A軽減税率はやわかり」】

村松商工会×新潟県よろず支援拠点 無料個別経営相談会(7月開催)



村松商工会と新潟県よろず支援拠点(公益財団法人にいがた産業創造機構)の共催による経営個別相談会を開催します。売上拡大、経営改善、商品開発、IT活用、事業承継、創業など、様々な経営課題に関する相談に対応します。(事前に予約が必要となります。)

相談は無料、秘密厳守です。ぜひご活用ください。

- ■相談日時:**令和元年7月29日**(月)
 - 13:30~16:00(1社45分)
 - ※7/22月までに村松商工会へ お申し込み下さい。
- ■対応者:**辰喜 太輔**氏 (税理士・中小企業診断士)
- ■会場:村松商工会館 相談室



人も、会社も、もっと元気に!



- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。 手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共検索

(独)勤労者退職金共済機構 **中小企業退職金共済事業本部** TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211